

豊島区 池袋地区の駐車・交通課題 (荷さばき・観光バス) への取組みについて



令和5年10月11日(水)

豊島区 都市整備部 交通政策担当課長 五十嵐 友

- 豊島区の概要
- 池袋駅周辺の課題
- 将来像の実現に向けた交通施策
- 南北区道周辺荷さばきルール
- 共同荷さばきスペース
- 観光バスへの対応

1. 豊島区の概要



- 面積…13.01km²
(23区中18位)
- 人口…29.1万人
(2023年8月現在)

- 東京23区の中で北東部に位置する
- 区内に鉄道5社11路線が走っており、16の駅がある
- その中心である池袋駅は4社8線が入っている

■池袋駅利用者数

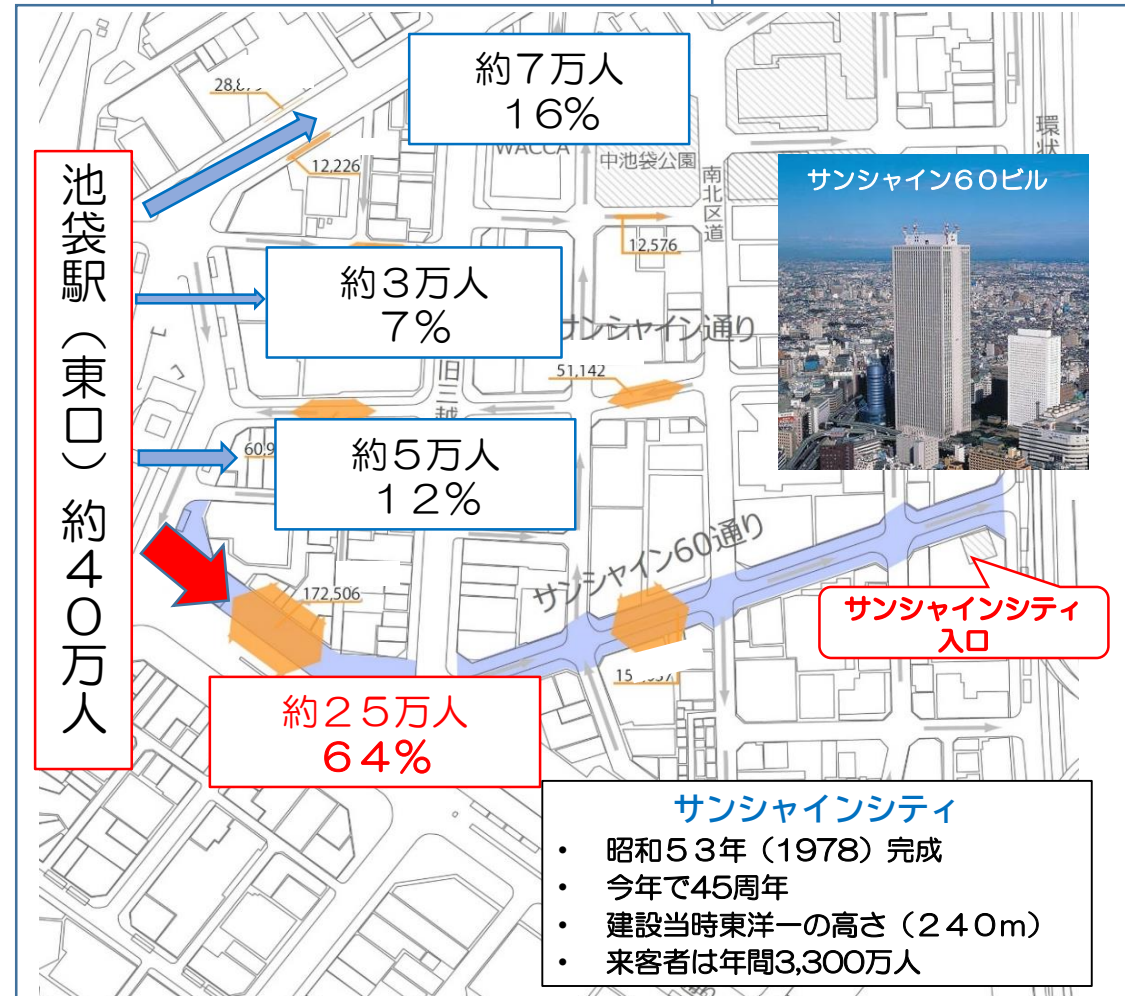
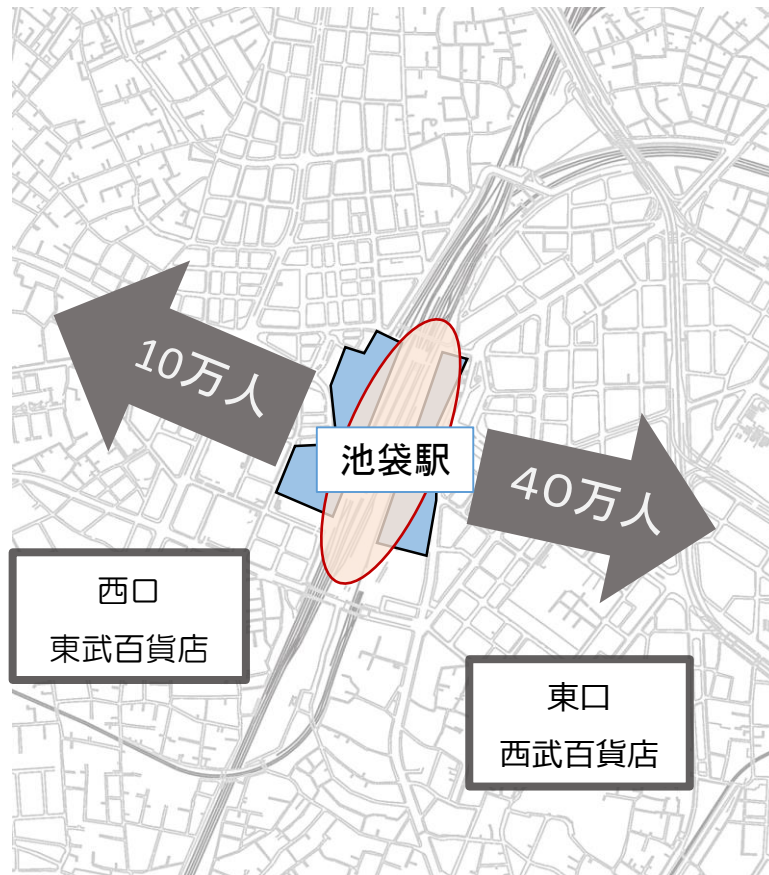
217万人／日（国内第3位）（2022年度）

※新宿 272万人／日（国内第1位） 渋谷 248万人／日（国内第2位）



2. 池袋駅周辺の課題

- 東西の出入口に百貨店が位置し、駅利用者が街に出にくい構造
⇒「駅袋」 ※駅利用者の四分の一しか、まちなかにでない
- 駅からサンシャインシティまでの路線（サンシャイン60通り）に人が集中

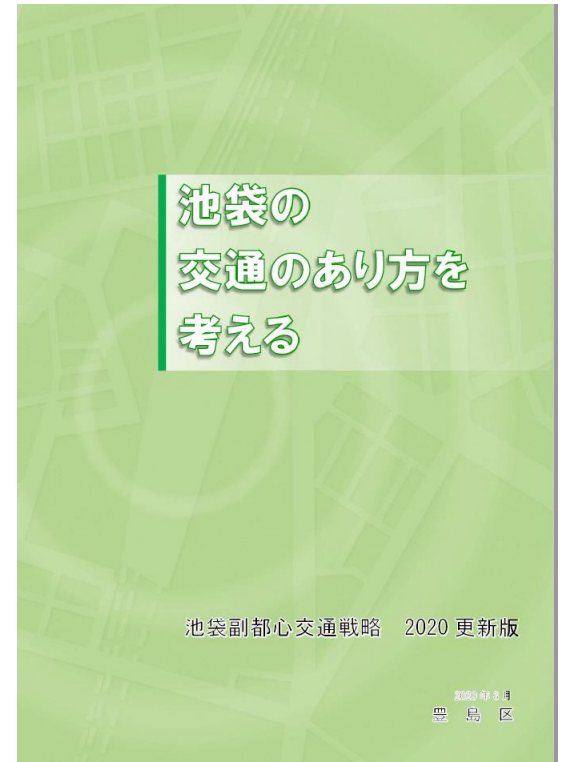


3. 1 目標となる交通環境の実現に向けた施策の動き

目標

「駅からまちなかへの人の流れを生み出し、住む人、訪れる人にとって楽しいまちの実現」

副都心交通戦略2020更新版より



施策

- 池袋地区**駐車場整備計画**
駐車施設のあり方や役割を示す総合的な駐車施策
- 池袋地区**駐車場地域ルール**
地区特性に応じた附置義務の適正な確保をルール化
- 南北区道周辺**荷さばきルール**
荷さばき車両の路上駐車対策をルール化

3. 2 目標像実現の為のロードマップ

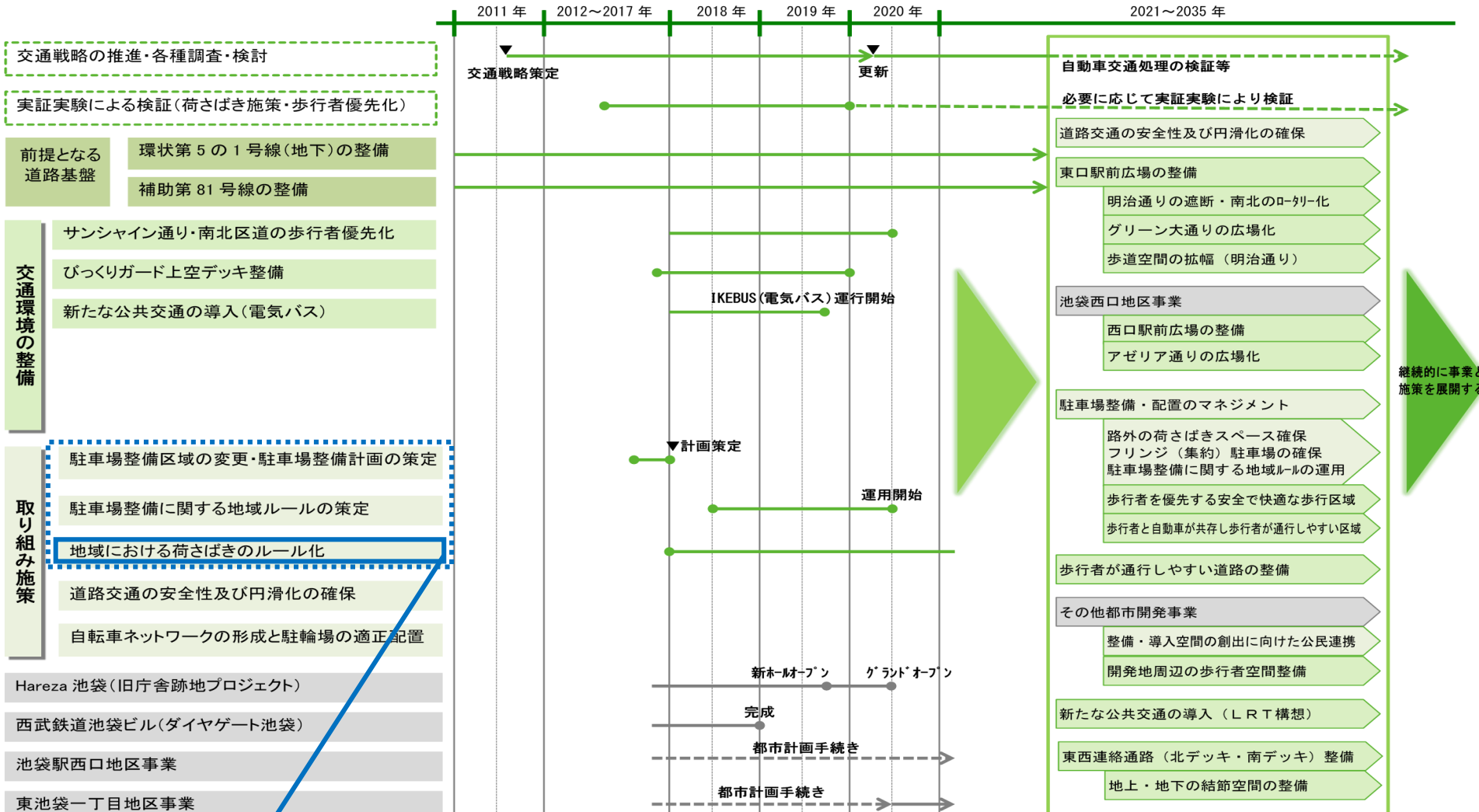
短期に取り組む事業・施策

中長期的に取り組む事業・施策

目標となる交通環境の実現

主な基盤整備・取り組み施策

都市開発事業



- 1 歩行者ネットワークの形成
- 2 歩行者を優先する交通環境の創出
- 3 交通結節機能の強化
- 4 賑わいのある歩行者空間の創出
- 5 池袋副都心の回遊性向上

短期的取り組み施策として、「地域における荷さばきのルール化」が掲げられている。

4. 1 南北区道周辺荷さばきルールとは

なぜ荷さばきルールが必要なの？

南北区道周辺では、Hareza 池袋のオープンなどにより、**歩行者がとて多くなっています**。このため、南北区道で特に歩行者の多い土日休日の12時から19時に車両通行規制を実施し、**安全で快適な歩行者空間を確保する取り組みを進めています**。しかし、まちの活動にとっては荷さばき（物流）は必要不可欠であり、荷さばき車両への対応が課題となります。これを解決するため、荷さばきに関するルールを定め、**荷さばきに関わる人が共通の認識のもとで荷さばきを行い、良好な交通環境をつくっていくために策定しました**。



南北区道の路上駐車（左）と周辺道路の路上駐車（右）
（規制前）

荷さばきルールってどんなルール？

荷さばきルールでは、主に2つのルールを定めています。

ルール1 荷さばきの時間帯の変更

土曜日・日曜日・休日の12時～19時以外の時間帯（荷さばき推奨時間帯）で荷さばきを実施しましょう。

■平日

終日

0時～24時
荷さばき推奨時間帯



■土曜日・日曜日・休日

朝

0時～12時
荷さばき推奨時間帯



昼間

12時～19時
荷さばきを避ける時間帯

歩行者が多い時間帯



夜間

19時～24時
荷さばき推奨時間帯



ルール2 荷さばきの駐車場所の変更

安全に荷さばきができる場所で荷さばきを行いましょう。

＜路外の民間駐車場等*の活用＞



*時間貸し駐車場、共同荷さばきスペース等

＜パーキング・メーター等の活用＞



4. 2 南北区道周辺荷さばきルール運用協議会概要

【設立経緯】

R2年10月より車両通行規制の実施を計画
→これを契機とし、南北区道エリアの荷さばき
車両と歩行者の共存方策の検討が必要
R2年7月策定懇談会を設置

↓
R2年9月運用協議会へ移行

＜開催実績＞

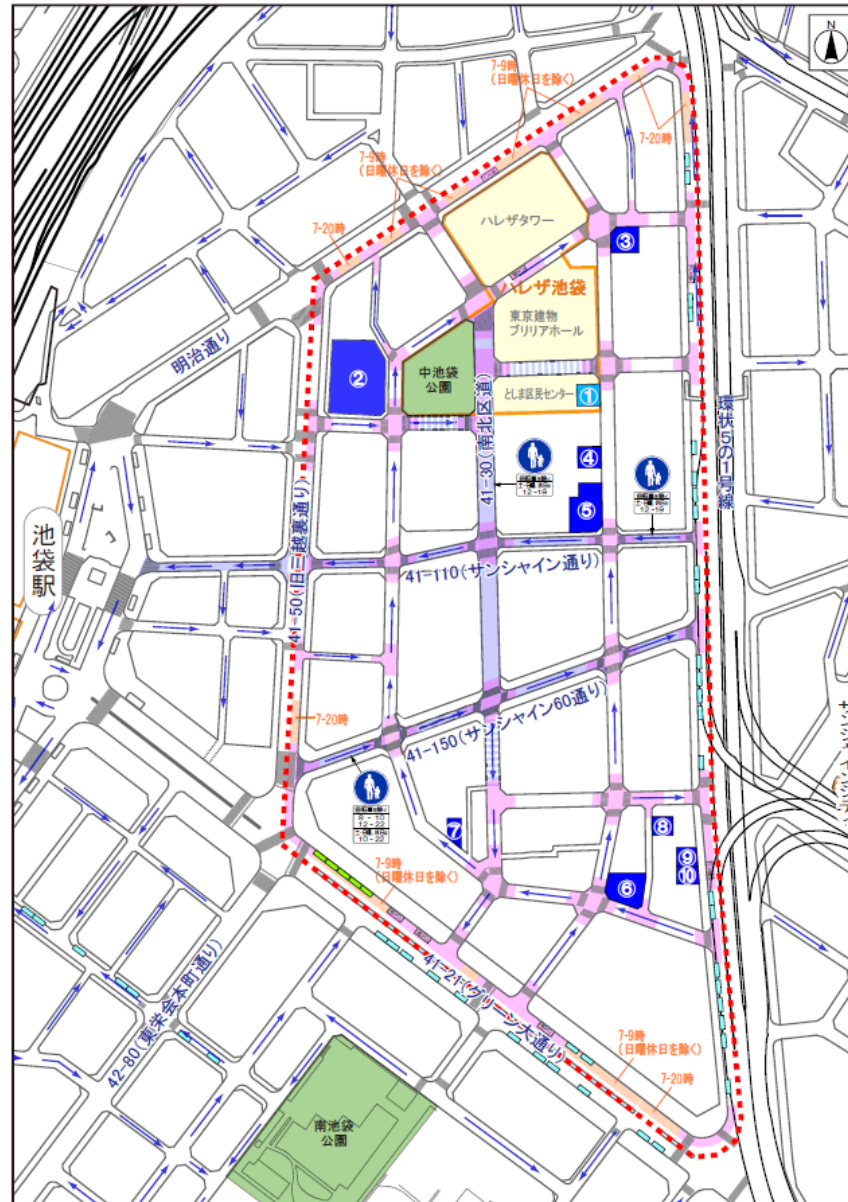
R3年度 ①9/24 ②2/24 R4年度 ①9/9 ②3/8
R5年度 ①7/26 ※R5より年1回開催

(1) 目的

快適な歩行者空間実現に向け、関係者が荷さばき計画を見直し、実行していく

(2) 構成員

- ・地元関係者（商店会、町会長等）
- ・貨物運送事業者
- ・商業事業者（近隣店舗運営者等）
- ・駐車場事業者
- ・行政機関（警視庁） ※オブザーバー
- ・豊島区



車両通行禁止規制の時間帯

- サンシャイン通り、南北区道
土日休日12時～19時(自転車を除く)
- サンシャイン60通り
土日休日10時～22時(自転車を除く)
平日8時～10時、12時～22時(自転車を除く)

凡 例

-  荷さばきルールの適用範囲
 -  車両通行禁止規制(自転車を除く)の道路
 -  上記の規制により自動車が進めない道路
 -  一方通行規制
 -  駐停車禁止の場所
 -  駐停車禁止の場所(時間及び曜日指定)

- 荷さばき車両が駐車可能な時間貸し駐車場
- 共同荷さばきスペース
- パーキング・メーター（貨物車用）
- パーキング・メーター（車種の指定なし）

駐車場No	収容台数	高さ制限
①	1台	3.2m
②	100台	2.3m
③	6台	なし
④	2台	なし
⑤	20台	なし
⑥	10台	なし
⑦	4台	なし
⑧	3台	なし
⑨	5台	なし
⑩	9台	なし

※表中の収容台数は、荷さばき車両が駐車できる台数ではありません。ご利用にあたっては、各駐車場の規約をご確認下さい。

※としま区民センター施設利用者用の駐車場は2台ですが、共同荷さばきスペースとして利用できるのは1台です。

4. 3 荷さばきルール啓発活動

①様々な関係者に対するルールの喚起活動

- ・住居や店舗、町内会等に、荷さばきルールチラシを配布（ポスティング）及びポスターの掲示依頼
- ・路上駐車をを行うドライバーに対し、荷さばきルールを説明、チラシを配布

〈実績〉 R3年度:①10/24(日) 5件 ②11/6(日) 19件 R4年度:①11/13(日) 2件 ②11/26(土) 22件

②一般車両駐車抑制横断幕の設置

エリア外周部の貨物車専用駐車マスに、一般車の駐車抑制横断幕を設置、荷さばき可能な環境を誘導

〈実績〉 R3年度:11/8～12/5 R4年度:11/7～12/9

③共同荷さばきスペースの運用・周知

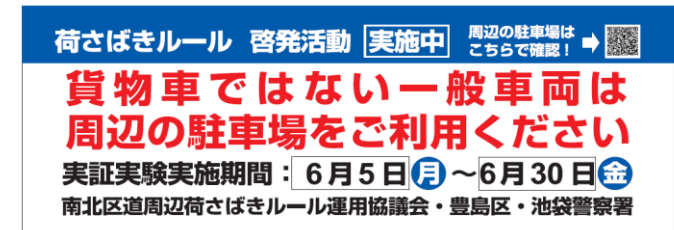
公共共同荷さばきスペースへの部分開放・利用促進
民間共同荷さばきスペースの周知



周知用のチラシ



喚起活動の様子



横断幕

4. 4 南北区道周辺での路上駐車台数の変化

	A R1年（2019年）	B R2年（2020年）	C R3年（2021年）	D（C-A） R1年からの減少 台数	E（D/A） R1年からの減少率	F（C-B） R2年からの減少 台数	G（F/B） R2年からの減少率
8～20時（12h）	662	571	553	-109	-16.5%	-18	-3.2%
12～19時（7h）	339	293	287	-52	-15.3%	-6	-2.0%

※12～19時（7h）は、南北区道等の車両通行時間帯。

※R1（2019）年は、南北区道の車両通行規制前。実験時とは、南北区道の車両通行規制の実証実験の実施時。

※R2（2020）年は、南北区道の車両通行規制実施＋荷さばきルール運用開始。

※R3（2021）年は、南北区道の車両通行規制実施＋荷さばきルール運用から1年後。



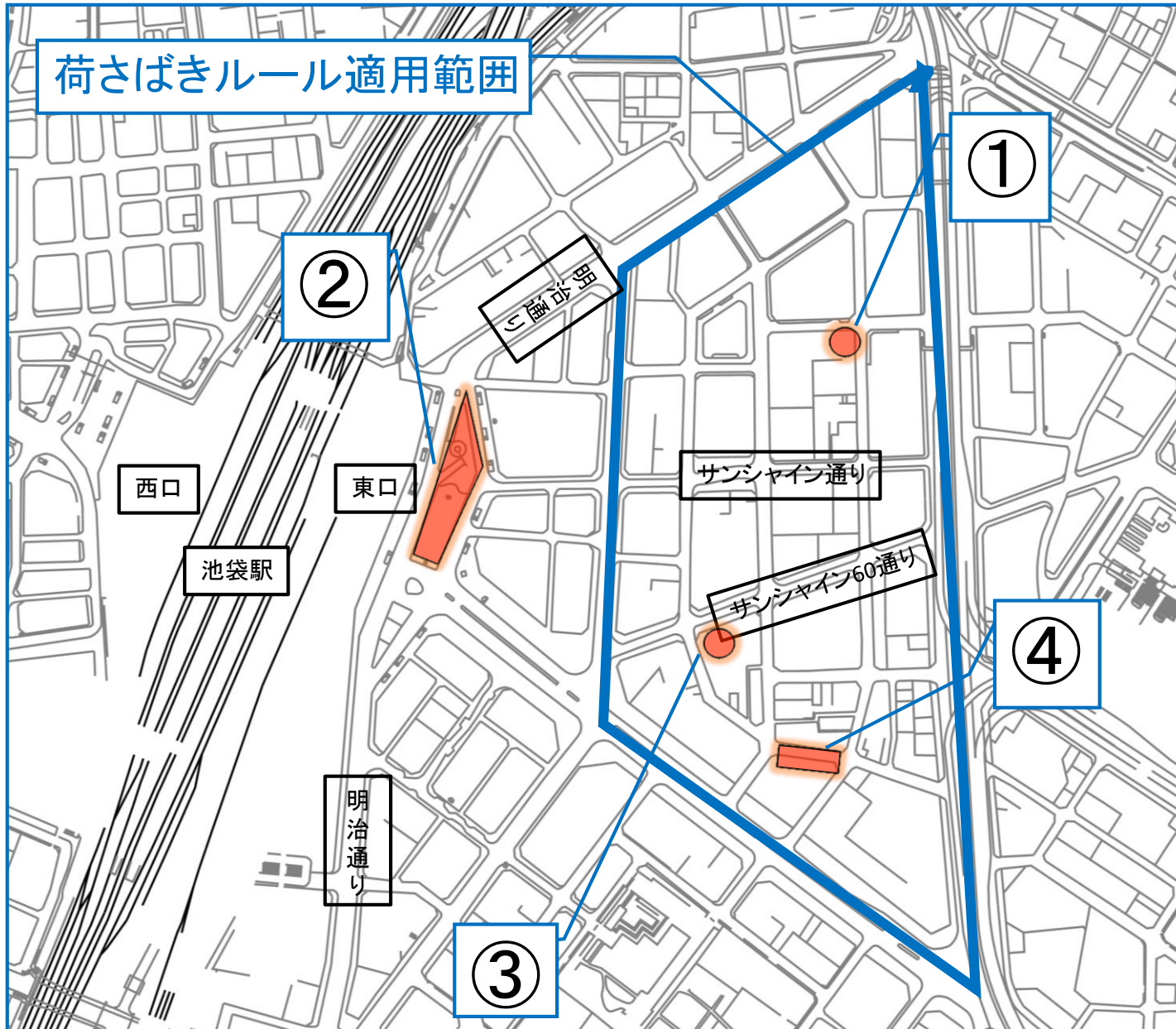
荷さばきルール運用前



荷さばきルール運用後

荷さばきルール運用開始前
（R1年）と開始後（R3年）
では、まち区全体の路上駐車が、
約15～16%減少

5. 1 南北区道周辺の共同荷さばきスペースの設置状況



- ①【公共】としま区民センター：1か所
- ②【民間】池袋東口公共地下駐車場：2か所
※都市計画駐車場
- ③【民間】ロクマルゲートIKEBUKURO：1か所
※竣工済、稼働に向け協議中
- ④【公共】道路空間での貨物車専用駐車マス
※設置に向けて協議中



④設置イメージ

5. 2 共同荷さばきスペースの設置・運用事例

①としま区民センター（地上）：1か所

- ・施設で使用しない時間帯を開放
- ・利用方法は、事前に事業者登録の上、利用時間を予約
利用時には許可証をダッシュボード等へ掲出



※区民センター利用者優先のため、共同荷さばきとしては1台のみ

②池袋東口公共地下駐車場内（地下2階）：2か所

- ・利用率の少ない空き時間帯に、普通車3台分を活用して、荷さばき車両一台分のスペースとして運用
- ・池袋地区駐車場地域ルールの助成制度にて整備

共同荷捌きスペースの
イメージ

普通車3台分＝荷さばき1台分



6. 参考：駐車場地域ルールによる助成制度

池袋地区駐車場地域ルールに基づく地域貢献協力金を活用した駐車課題の解消に資する事業に対する資金助成制度

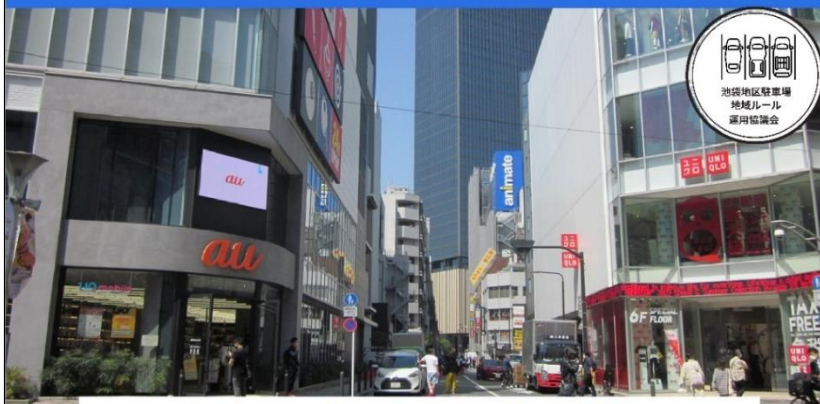
【概要】

助成年度予算：450万円（令和5年度）
（但し、上限額150万円/1事業）

【助成メニュー】（令和5年度）

- ①共同荷さばき駐車施設活用促進助成
- ②共同荷さばき駐車施設整備助成
- ③集約駐車施設整備助成
- ④まちづくり団体への助成
- ⑤バリアフリー化への整備助成

池袋地区の駐車場管理者およびまちづくり団体の皆様へ



令和5年度助成事業の募集を開始しました

助成上限
150万円

本協議会では池袋地区駐車場地域ルールの運用の一環として、池袋地区の駐車課題の解消に資する事業に対する資金助成を行っています
以下、5つの助成メニューの募集を開始してます

共同荷さばき駐車施設活用促進助成	共同荷さばき駐車施設整備助成	集約駐車施設整備助成	まちづくり団体への助成	バリアフリー化への整備助成
 周辺の路上荷さばき車両に対して、共同荷さばきスペースを活用してもらうための施策	 共同荷さばきスペースを整備	 集約駐車スペースを整備	 地域の交通課題の改善に資する事業の実施	 駐車場内のバリアフリー整備

**「使われていない駐車場を有効活用したい」
「駐車場内にスロープを設置したい」
そんなときはぜひ上記助成メニューの活用をご検討ください！**

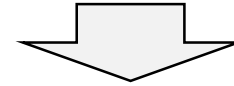
※詳細は別添の「令和5年度地域の駐車・交通対策助成事業募集要項」をご確認ください
※助成の決定には審査を要します

裏面で助成対象範囲と助成メニュー活用のイメージをご紹介します **NEXT**

7. 池袋地区における観光バスへの対応

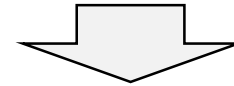


令和5年3月に池袋地区駐車・まちづくりマネジメントガイドラインを策定
→池袋地区内の駐車・交通課題および対応施策を20項目に整理



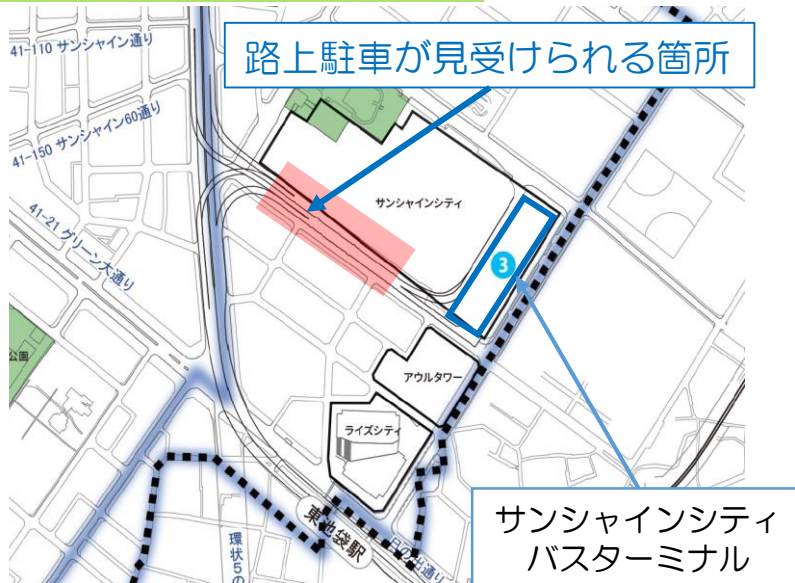
課題3：課題内容

現在はインバウンド需要が沈静化しているため、路上駐車は減少しているが、インバウンド需要の回復後は路上駐車に関する課題が再燃する可能性がある



今後の対応策

下記内容をガイドラインで定め、継続して取り組んでいく



目標（短期・中期・長期）	短期（6年後）	中期（13年後）	長期（2035年以降）
実施する施策	サンシャインシティバスターミナルの活用	・大型バスの路上駐車状況を踏まえ検討 ・周辺都市開発の状況を踏まえ受け入れ体制検討	
	空き状況の発信及び路上駐車削減の取組み		